

令和3年6月20日

No.379

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号  
第2階 アイシービル9階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>  
E-mail [jlia@jlia.jp](mailto:jlia@jlia.jp)

## 畜産会 経営情報

主な記事

## ① 畜産学習室

会計データを活用した  
経営改善を行うために 第2回

(株)農業経営支援センター 半田 正樹

## ② 行政の窓

## 畜舎建築特例法について

農林水産省生産局畜産部

## ③ 畜産統計情報

## 畜産物生産費統計 報告③

「令和元年度肥育豚生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

## ④ お知らせ

## 各種交付金単価の公表について

## 畜産学習室

会計データを活用した経営改善を  
行うために 第2回～決算書はどのような仕組みになっているのか、その作り方で正しいのか。  
税務申告データと、経営者が必要とする会計データは違う～

(株)農業経営支援センター 半田 正樹

## 1. 決算書の仕組みとそれができるまでの流れ

## 農家に簿記の記帳方法を指導する

ずいぶん前になりますが、農林水産省を中心に、関係機関が農家に対して簿記の指導に力を入れた時期がありました。1995年に食糧管理法が廃止され、1997年に食糧・農業・農村基本法が誕生して、農業白書の序文から「農業者の所得向上をめざす」という文言が消えた時代です。

その時点から、国が生産者としての農業者を支えるのではなく、農業者は経営者として

自立することを要求されるようになりました。このことは、決して悪いことではなく、むしろあまりに遅すぎた政策転換だと言えますが、何しろ、ある日突然、農業者は否応なく経営者としての力をつけることが急務となったのです。

経営者となるためには何が必要か、国も知恵を絞ったのですが、その結果が「まず簿記の知識を身につける」ということだったのだと思います。簿記＝経営というのは、ちょっと短絡的かもしれませんが、その入り口としては正しいと思います。

その変化のただ中で、私はさまざまな関係機関から、簿記の研修会の依頼を受け、簿記の基礎から決算書の見方まで、何度も勉強会を行ったことを覚えています。

最初のころは「何で自分たちがこんな勉強をしなくちゃいけないのか」という反応でしたが、特に女性の農家の方々が徐々に変わり始め、「これからは、農家にも計数管理が必要かもしれないね」という声も聞かれるようになったのです。ソリマチの農業簿記が少しずつ浸透しはじめたのもこの頃です。

残念なのは、それから以後、農業者を経営者として育成する政策がいっこうに進まないことです。経営者として身につけることはまだたくさんあります。会計だけでなく、経営者としての考え方や組織の作り方、マーケティングや戦略などは必須の項目ですが、これらを学ぶ受け皿は、残念ながらまだほとんどできていません。

## 2. 会計力を身につける

回りくどくなりましたが、何をお話したかったかという、記帳するだけでは経営は良くはならないということです。農業者自身が会計の力を身につけることが必要です。税理士事務所などに記帳を任せてしまうのではなく、この機会に会計の仕組みを理解してください。それによって、会計の力とその限界を理解することができます。

ここからは、その流れを順に説明していきます。

### (1) 会計データはお金の流れ

決算書の内容を思い浮かべてください。内容はともかく、それは全て数字で表されていますね。つまり、会計とはモノの流れをお金に換算したものなのです。したがって、それは正確であると同時に、お金に換算できないものは表現されていません。技術の良し悪しや、従業員のやる気などは、どこにも出てこないということです。この点が、決算書の優れたところでもあり、また、大きな欠点でもあります。

### (2) 収入と支出ではなく、収益と費用で計算する

決算書の数字の整理は、「収入と支出」ではなく、「収益と費用」で行います。その理由は、「収益－費用＝利益」という重要な算式があるからです。決算書で重要なのは、「利益」がいくら計上できたか、「儲かる力がどれくらいあるか」を掴むことにあるといっても過言ではありません。では、なぜ「収益と費用」と言うような考え方が必要なのでしょう。

生活費を例にとって考えてみましょう。「今月は30万円の収入があって、20万円の支出だった。10万円も残ったからウチの家計は健全だ」と、単純に言えるでしょうか？もし、

この月にカード決済で20万円の買い物をしていたらどうでしょう？来月は支出が50万円となり大赤字となってしまいます。

このように、お金の動きには関係なく、この月に本当に売れたものを売上としてカウントし、まだ払っていないものも含め、この月に買ったものは全て経費とする考え方、これを「発生主義」と言いますが、この考え方が「収益と費用」という会計処理の基本的な考え方です。

### (3) 会計処理を理解し、経営力を身につける

では、実際の記帳はどのような流れになるのでしょうか。基本となる作業は次のようになります。



「仕訳」作業で、一つ一つの取引を、簿記のルールに従い、それぞれの勘定科目に区分していきます。次にその勘定科目に集められた数字を整理集計し、その集計後の勘定科目を、決められた順序で並べ替えると、試算表（月次の貸借対照表や損益計算書）が完成します。さらに決算修正を経て数値を確定し、決算書を作成します。

これを手作業でするとなるとなかなか大変です。しかし、もしこれを読んでいる方が、まだ規模の小さな経営で、開業して日の浅い経営者の方なら、私は一度手作業でこれをやってみることをお勧めします。

忙しい今の時代に、アナクロなことを言うようですが、最初のうちは、奥さんに会計を任せてしまうのではなく、パソコンを使ってもいいので、経営者自ら領収書や請求書を見ながら、仕訳記帳から処理をしてみることをお勧めします。

私自身も、開業当初は自分で振替伝票を作成し、パソコン入力をしていましたが、その頃は、決算書の内容はほぼ完ぺきに頭の中に入っていました。

## 3. 決算書の内容と仕組み

### 法律で定められた決算書の内容

法律等で決められている決算書の内容は、私たちが一般的に作成し、使っているものとは幾分違っています。株式会社では会社法により、以下の資料の作成義務があります。

貸借対照表

損益計算書（その内訳表として販売費および一般管理費と当期製品製造原価）

株主資本等変動計算書

個別注記表

この稿では、その中でも貸借対照表と損益計算書を中心として説明をしていきたいと思っています。（それ以外の株主資本等変動計算書や個別注記表などは、あまり直接に経営には関係がないので省略します）

個人事業者の方の中には、「損益計算書しか税務署に提出していないよ」という方もい

と思いますが、損益計算書だけでなく貸借対照表も必ず作成しましょう。ご自分の経営を判断する上では、とても重要な資料です。また、青色申告控除の65万円控除を受けようとする場合には貸借対照表の提出が不可欠になります。

### 決算書の仕組みはどうなっているか

#### (1) 損益計算書の仕組み

##### 損益計算書

(法人経営の場合)

(個人経営の場合)

1. 売上高	1. 売上高
2. 売上原価 ①当期製品製造原価 ②商品仕入高	2. 売上原価 ①当期製品製造原価 ②商品仕入高
3. 売上総利益	3. 売上総利益
4. 販売費及び一般管理費	4. 販売費及び一般管理費
5. 営業利益	5. 営業利益
6. 営業外損益	6. 営業外損益
7. 経常利益	7. 経常利益
8. 法人税及び住民税	8. 事業主勘定
9. 当期末処分利益	9. 当期余剰金

1～7の経常利益までは、法人も個人も同じ流れになります。8の違いは、法人では、法人が負担する国税と住民税を記載しますが、個人事業の事業主勘定は、所得税や住民税だけでなく、事業主の生活費、健康保険や年金、生命保険料など、さまざまな個人的支出が含まれていることがほとんどです。

そして、損益計算書の内訳表としての「当期製品製造原価」と、「販売費および一般管理費」は、勘定科目が多数表示されるので、通常は別の項目で表示することが一般的で

す。ただし、これは正式に決算書として表示する場合なので、月次での試算表では、これを別表示することなく一覧表で表示します。

#### 当期製品製造原価

牛や豚、鶏などの家畜を育成するために直接かかった費用を計上します。その費用の内容を適切に表現した勘定科目を使って、正確に記帳しましょう。金額が大きく重要な項目については、独自に勘定科目を作成することもできます。(例、種付費など)

#### 販売費および一般管理費

家畜生産に関わる費用以外の費用をここに計上します。事務所の電気代や家賃、パソコンの費用や接待交際費などがそれに該当します。

当期製品製造原価	販売費及び一般管理費
1. 材料費 素畜費・種苗費 飼料費	広告宣伝費 役員報酬 事務員給与 地代家賃 減価償却費 水道光熱費 租税公課 備品消耗品費
2. 労務費 賃金 法定福利費	雑費
3. 外注加工費	
4. その他の製造原価 農薬衛生費 減価償却費 動力光熱費 その他の製造経費 農業雑費	
当期製品製造原価合計	販売費及び一般管理費合計

## 損益計算書を作成する場合に注意すること

売上高は、一つにまとめてしまわないで、項目毎（生乳売上高、子牛売上高、米売上高など）に分け、どの項目の売上がいくらあるのか確認できるようにしておきます。また、パソコンで会計処理を行う場合には、損益計算を部門毎に計算できる「部門別損益計算」という設定があるので活用してみてください。

人事業の方も青色申告を行う場合にはこれを添付し、青色申告控除をできるだけ多く受けることができるようにしましょう。

決算期末の貸借対照表には、1年間の損益計算書の業績が反映されています。それは、事業開始当初からの業績の集大成とも言え、経営者の性格が本当に色濃く表れます。

## (2) 貸借対照表の仕組み

貸借対照表

資産の部	負債の部
1. 流動資産	1. 流動負債
預金現金	買掛金
売掛金	未払金
棚卸資産	短期借入金
2. 固定資産	2. 固定負債
(1) 有形固定資産	長期借入金
建物	負債合計
構築物	純資産の部
機械装置	1. 資本金
車両運搬費	2. 余剰金
(2) 無形固定資産	(うち当期末処理分利益)
ソフトウェア	
(3) 投資等	
出資金	
投資有価証券	
3. 繰延資産	
	純資産の部合計
資産合計	負債及び純資産の部合計

貸借対照表の内容は、法人でも個人事業でもほとんど違いがありません。また、パソコン会計を使っている場合には、期首の残高を入力しておけば、自動的に作成されます。個

## 貸借対照表を作成する場合に注意すること

貸借対照表の資料として参考に掲げた勘定科目は特に重要なものばかりです。現金預金を正しく管理することは、記帳するあらゆる数字の正確性の裏付けとなります。また、売掛金や棚卸資産、買掛金の正確性は、売上高や売上原価を正しく計算するためには欠かせません。特に棚卸資産については、生産現場での実地棚卸が必要となります。生産物や貯蔵品、資材の在庫などを正しく把握し、帳簿上の棚卸高と照合しましょう。棚卸作業は会計上必要であるだけでなく、倉庫の中の整理整頓に大いに役立つので、決算期末には必ず実地棚卸を実行してください。

(次号に続く)

(筆者：半田税理士事務所／(株)農業経営支援センター 代表・税理士)

## 行政の窓

## 畜舎建築特例法について

農林水産省生産局畜産部

## はじめに

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）」（畜舎建築特例法）は令和3年5月12日の参議院本会議で可決・成立し、同月19日に公布されました。畜舎建築特例法が施行されるのは、附則において公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、来年5月18日までには施行されることとなります。本稿では、畜舎建築特例法の概要を紹介するとともに、畜舎建築特例法により畜舎等を建築する際の手続き等について、現時点で明らかになっている点について説明させていただきます。

## 検討の経緯

畜舎の建築基準については、これまでも建築基準法の下で緩和措置が講じられてきており、現在も、国土交通省告示により畜舎や堆肥舎の構造、防火に関する各種基準が緩和されているところですが、近年、建築資材費や工賃が値上がりしており、畜産農家からさらなる基準緩和を求める声が上がってきていました。このため、令和元年6月に閣議決定さ

れた規制改革実施計画において、「農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、（略）畜舎等を建築基準法（昭和25年法律第201号）の適用対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る」こととされました。

このため、農林水産省では令和2年2月に「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」を立ち上げ、同年5月に中間取りまとめを行いました。その後、令和2年7月の規制改革実施計画では、「農林水産省は、国土交通省と連携して、（略）畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について、（略）令和2年5月の「中間取りまとめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備する」こととされました。これを受け、農林水産省において、中間取りまとめの内容を踏まえた法律案の検討を行い、令和3年の通常国会に畜舎建築特例法案を提出し、国会での審議を経て、法律案は同年5月に可決成立し、公布されたところです。

## 法律の概要

### (1) 目的

本法の目的は、「この法律は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ること（第1条）」としています。

### (2) 定義

畜舎建築特例法の対象となる畜舎等の定義ですが、「畜舎等」とは大きく分けると「畜舎」と「堆肥舎」となります。「畜舎」は家畜の飼養の用に供する施設およびこれに関連する施設であり、酪農における搾乳施設も含まれます。また、「堆肥舎」は家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設とし、畜舎、堆肥舎ともに詳細については省令で定めることとされています<sup>\*1</sup>（第2条第1項）。

また、畜舎は市街化区域・用途地域の外に建築される必要があります（第3条第3項第1号）。また、省令で定める高さ以下の平屋で居住のための居室を有さないことも条件となっています<sup>\*2</sup>（第3条第3項第2号）。さらに、対象となる畜舎は、建築士が設計したものに限りとしています（第3条第3項第3号）。

次に、畜舎等の建築及び利用に関する計画（畜舎建築利用計画）は畜舎等を建築等する際に申請することとなりますが、その「建築

等」の定義は、「新築」「増築」「改築」および「その構造に変更を及ぼす行為として省令で定める行為」としています<sup>\*3</sup>（第2条第2項）。

### (3) 技術基準・利用基準（第2条第3項・第4項）

畜舎建築特例法の畜舎は、構造等の基準のみで規制する建築基準法とは異なり、畜舎の利用方法等に関する「利用基準」と、畜舎の構造等に関する「技術基準」との組み合わせにより安全性を担保することとしています。これは、畜舎が住宅や事務所等と比べて滞在時間が短いため、これを踏まえた利用基準を定めることにより、技術基準を緩和しても畜舎としての安全性は確保できるという考えからです。このため、利用基準が厳しければ技術基準は緩く、また利用基準が緩ければ技術基準は厳しくなることとなります。

具体的な基準としては、A基準とB基準の2つの基準（利用基準と技術基準の組み合わせ）を考えており、

- ① A基準は、畜舎内で宿泊しないといった簡易な利用基準と、建築基準法の告示の基準に準じた技術基準の組み合わせ
- ② B基準は、畜舎内の滞在時間の削減などを十分加味した滞在時間や人数の制限等の利用基準と、建築基準法の告示の基準より緩和された技術基準の組み合わせ

により、利用者等の安全性を確保することとしています。ここでB基準の技術基準の具体的な内容ですが、建築基準法では構造計算を行う際の部材（木材、鉄骨等）の基準強度に

安全係数が設定されていますが、畜舎建築特例法におけるB基準の畜舎ではこの安全係数を設定せず、部材の強度を満度に活用することにより、部材の使用量を1～3割程度削減することができるようにするというものです。

このように定められた技術基準・利用基準については、遵守義務が課されており、畜舎等は技術基準に適合するものでなければならない(第7条第1項)、また、畜舎等は利用基準に従って利用しなければならず、用途を変更してはならない(第7条第2項・第3項)こととされています。

※1 省令で定める内容については、基本的に現在、建築基準法の告示の対象とされている畜舎の定義から大きく変えることは考えておらず、畜舎の内部にあるデータ整理、飼養管理機械の操作のための室、飼料や敷料、農業用機械の保管のための室も対象となります。

※2 平屋とは階数が一であることであり、2階建て以上の畜舎は対象となりません。また、建築基準法の告示の対象となる畜舎は、「高さ13m以下、軒高9m以下」とされていますが、畜舎建築特例法の対象となる畜舎の高さは省令で定めることとしており、現在の案では「高さ16m以下(軒高の制限は設けない)」とすることを考えています。また、居住のための居室とは、宿泊するための居室のことを意味しています。

※3 構造に変更を及ぼす行為としては、模様替えや柱の間引きなどを定めることを考えています

## 認定のための手続き

畜舎建築特例法による計画の申請・認定から畜舎等の利用開始までの流れについて説明させていただきます。具体的には(1)畜舎建築利用計画の作成・申請、(2)都道府県知事による計画認定、(3)工事完了の届出

になります。

### (1) 畜舎建築利用計画の作成・申請(第3条第1項・第2項)

畜舎建築特例法の基準により畜舎等を建築等しようとする場合<sup>\*4</sup>には、畜舎建築利用計画を作成し、都道府県に申請を行う必要があります。計画に必要な記載事項は、①氏名、②畜舎等の種類(畜舎、搾乳舎等の別)、所在地、規模(高さ、面積)および間取り、③設計者、④畜舎等の敷地、構造および建築設備(図面等)、⑤畜舎等の利用の方法、⑥畜産業の内容(家畜の頭数等)、⑦工事着手・完了予定日、⑧その他の事項となっています。

ここで、上記④は畜舎の構造等の技術基準に係る内容であり、計画で提出する資料は建築基準法でいう建築確認のために必要となる資料と同等のものになります。ただし、建築基準法では建築確認が不要となる建築物を都市計画区域以外で木造500㎡以下、その他(鉄骨等)200㎡以下のものと定めていますが、畜舎建築特例法では、畜舎が平屋でシンプルな構造であり、建築士が設計すれば基本的に安全性は担保されるとの考えから、計画認定における上記④に係る申請・審査については、それを不要とする面積を建築基準法より大幅に引き上げることを考えており、具体的には省令において木造、その他の区別なく、3000㎡以下とすることを考えています。

### (2) 都道府県知事による計画認定(第3条第3項・第4項)

申請を受け付けた都道府県は、計画の内容の審査を行い、①敷地が市街化区域・用途地

域外、②高さが一定以下、平屋で、居住のための居室を有さない、③建築士が設計していること、④敷地、構造および建築設備が技術基準（省令）に適合、⑤利用の方法が利用基準（省令）に適合、⑥その他必要な事項が記載されている場合は、認定を行うこととなります。ただし、申請者が家畜の飼養管理、家畜排せつ物の管理等を適切に行うことができない者として省令で定める規定に該当する場合は、認定をしてはならないとされています。

また、前述のとおり上記④に係る審査は、畜舎等の面積が3000㎡以下のものについては不要とすることを考えています。

### （3）工事完了の届出

都道府県知事は、認定をした場合は申請者に認定した旨を通知し、認定を受けた者は畜舎等の建築等の工事を開始します。その工事が完了した場合は、認定を受けた者は工事が完了した旨を都道府県知事に届出をすることとなります。

こうした一連の手続きにより計画の認定を受けた畜舎等は建築基準法令が適用されないこととなり、それ以降は畜舎建築特例法による監督等を受けることとなります。

※4 建築基準法の基準により畜舎等を建築等したい者は、これまでどおり建築基準法の手続きにより建築等することも可能です。

## 適正な利用の確保に向けて講じられる措置

### （1）利用状況の報告

前述のとおり畜舎等は利用基準に従って利

用されなければならないこととされていることから、認定を受けた者は利用状況を定期的（5年ごとを目途）に報告しなければならないこととしています。

### （2）都道府県による措置命令・認定の取消

技術基準や利用基準に違反した認定畜舎等については、都道府県が必要な措置命令を行うことができることとし、偽り等の不正な手段により認定を受けたとき等には、都道府県は認定の取消しができることとしています。また、認定が取り消された場合は、新たな畜舎建築利用計画の認定を受ける場合等を除き、畜舎等の使用を停止し、畜舎内への立入を禁止するなど保安上の措置を講じなければならないこととしています。

## おわりに

今後、具体的な基準や手続きについては省令で規定することとなりますが、省令の制定時期は令和3年の秋頃を予定しています。省令を制定するに当たっては、建築の専門家や畜産農家等関係者の意見をしっかりと聴くとともに、パブリックコメントもかけさせていただきます。

省令を制定した後は、畜産農家、団体、建築士等の関係者に対して本制度の仕組みや具体的な基準について丁寧に周知させていただき、畜舎建築特例法の円滑な施行につながるよう努めてまいります。

（筆者：農林水産省生産局畜産部畜産企画課 課長補佐 林 康之）

## 畜産統計情報

## 畜産物生産費統計 報告③

## 「令和元年度肥育豚生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和2年12月4日、令和元年度牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は肥育豚生産費について報告いたします。

農業経営統計調査の肥育豚生産費統計は、肥育豚の生産コストを明らかにし、豚肉の安定価格の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

調査の結果は、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の交付金の算定の資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料としてさまざまな場面で利用される。

## 1. 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、養豚一貫経営で肥育豚を年間20頭以上販売した経営体（個別経営）を対象に実施した。

なお、「経営体（個別経営）」とは、2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち世帯による農業経営を行う経営体のことで、養豚一貫経営とは、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割以上の経営を指す。

## 2. 調査期間

平成31年1月から令和元年12月までの1年間

## 3. 調査事項

肥育豚の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等。

## 4. 調査方法

調査は、調査票を調査対象経営体に配布し、これに生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記入する自計調査の方法を基本とし、職員または統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

調査票の回収（決算書類等の提供を含む。）は、郵送、訪問、オンラインの方法により行った。

## 5. 調査対象経営体数

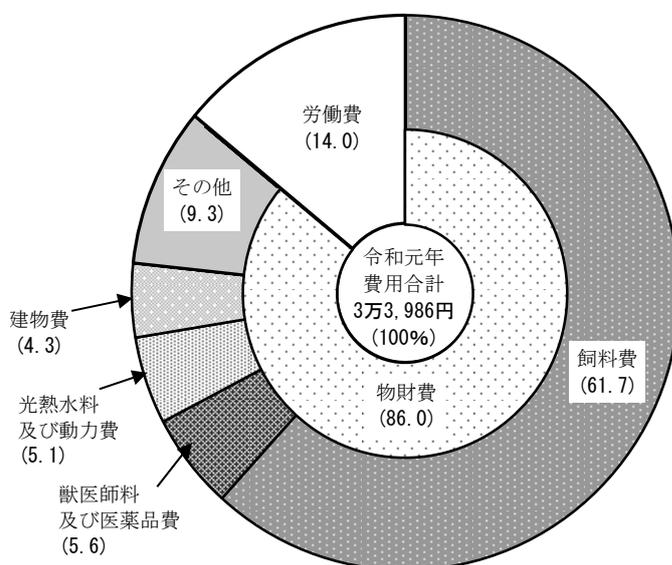
100経営体（うち、集計経営体数：96経営体）

注：集計経営体とは、選定できなかった経営体および調査期間中に調査不能となった調査対象経営体を除いた経営体としている。

## 調査結果の概要

令和元年の肥育豚1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）は3万3824円で、前年度に比べ2.7%増加し、生体100kg当たり全算入生産費は2万9588円で、前年度に比べ2.2%増加した。（図1、表1）。

（図1）肥育豚の主要費目構成割合（1頭当たり）



注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

（表1）肥育豚生産費

区 分	肥育豚1頭当たり		生体100kg当たり	
	実 数	対前年度増減率	実 数	対前年度増減率
生 産 費	円	%	円	%
物 財 費	29,219	2.4	25,560	1.9
労 働 費	4,767	3.4	4,170	3.0
費 用 合 計	33,986	2.5	29,730	2.1
生産費（副産物価額差引）	33,077	2.8	28,936	2.3
支払利子・地代算入生産費	33,159	2.8	29,007	2.3
資本利子・地代全額算入生産費	33,824	2.7	29,588	2.2

注：対前年度増減率は、令和元年と平成30年度を比較したものである（以下同じ）。

# 中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

## 2021

# 畜産施設機械ガイドブック



◎畜産 ICT 事業対象機械には★(オレンジ色)のマークを付けています。

わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。

本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設・機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える81社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。

経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

### 【主な内容】

- 第1章 飼料用施設・機械
- 第2章 牛用施設・機械・器具
- 第3章 豚用施設・機械・器具
- 第4章 家さん用施設・機械・器具
- 第5章 畜産環境・衛生  
対策用施設・機械・器具
- 第6章 畜舎・資材・ICT  
関連・その他
- 第7章 掲載会社一覧

**お問い合わせ・お申込みは下記まで**

**公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)**

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlja.jp

## 畜産映像情報

## がんばる! 畜産! 4



日本中央競馬会  
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしく安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方へもより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



## 畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

## ●配信中の内容●

作業・管理の外部委託で規模拡大をめざす! / 総集編 畜産の最前線を見る! / 国を守る! 家畜の伝染病を水際で防ぐ動物検疫所の仕事 ほか

## ドキュメント! 畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介します。

## ●配信中の内容●

若者たちの挑戦! / 総集編 日本の養鶏産業の今 / 総集編 畜産の新しいいぶき ほか

## なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化など様々な内容を紹介します。

## ●配信中の内容●

鶏の卵が食卓に届くまで / 肉用牛シリーズ総集編 / 肉用牛の国内市場・海外市場への取組 ほか

グリーンチャンネル  
でも放送中



## 「がんばる! 畜産! 4」

URL : <http://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

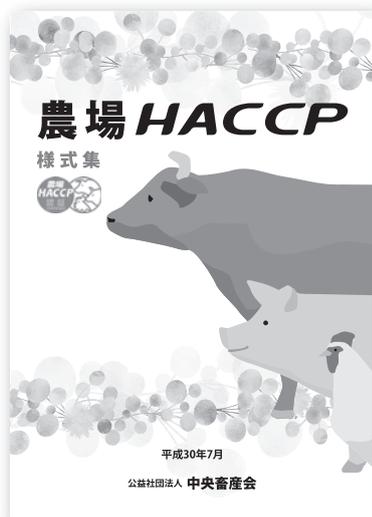
(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



図書のご案内



## 農場HACCP様式集

A4判152ページ

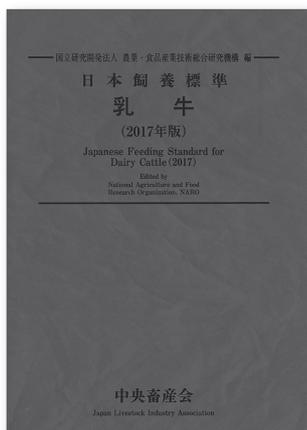
中央畜産会では、農場HACCPに取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農場指導員を養成する農場指導員養成研修及び審査員養成研修を実施し、これまでそれぞれ2,898名、834名が受講しています。また、平成30年7月には200を超える農場が農場HACCPの認証を取得しています。そして、これらの認証取得支援及び認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

このノウハウを基に、今後農場HACCPの認証を目指す畜産農家の円滑な構築活動の一助とするため、農場HACCPの文書・記録に関する様式集を刊行しました。

お問い合わせ先▶ 公益社団法人 中央畜産会 経営支援部(情報) TEL 03-6206-0846

## 中央畜産会の刊行図書

# 日本飼養標準 乳牛 (2017年度版)



本書は、最近の飼養成績を幅広く収集し、育成牛と妊娠牛の養分要求量を再検討するとともに、解説を充実させ、泌乳牛や育成牛の乾物摂取量について試験データを基に検討を行いました。

泌乳牛では初産牛と経産牛の区分、泌乳初期の乾物摂取量に補正係数を設けて信頼性を高めました。

乳牛の発育曲線については、膨大なデータを基に検討を行い、新たな成長曲線を提示しました。蛋白質では、分解性蛋白質から有効分解性蛋白質への展開を図り、解説を充実させました。

ふん尿排せつ物に関しては乾乳牛、初産牛、2産以上に分けてふん尿量と窒素量を示すとともに、無機物排せつ物量の低減策を記述しました。

また、飼料自給率向上が求められている状況を鑑み、稲発酵粗飼料などの自給飼料の事項を充実させるとともに、参考資料の充実や、添付 CD-ROM の養分要求量計算プログラムのバージョンアップを図り、利用者にとってより使いやすくなりました。

- 第1章 栄養素の単位と要求量
- 第2章 養分要求量 (I)
- 第3章 養分要求量 (II)
- 第4章 養分要求量に影響する要因と飼養上注意すべき事項
- 第5章 飼料給与上注意すべき事項
- 第6章 泌乳曲線の平準化
- 第7章 群飼と給与飼料中の養分変動
- 第8章 飼養標準の使い方と注意すべき事項
- 第9章 養分要求量の算定式

### (公社)中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)  
 TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890  
 E-mail book@jlja.jp URL <http://jlja.lin.gr.jp/>

## 農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和3年4月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和3年4月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和3年8月上旬に公表する予定です。

〔表1〕肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
北海道	1,284,786円	1,216,633円	—	埼玉県	1,312,464円	1,224,421円	—
青森県	1,309,072円	1,206,658円	—	千葉県	1,312,464円	1,207,256円	—
岩手県 (日本短角種を除く。)	1,309,072円	1,200,099円	—	東京都	1,312,464円	1,216,796円	—
				神奈川県	1,312,464円	1,228,935円	—
岩手県 (日本短角種)	720,994円	710,254円	—	山梨県	1,312,464円	1,204,770円	—
				長野県	1,312,464円	1,216,356円	—
宮城県	1,309,072円	1,220,726円	—	静岡県	1,312,464円	1,213,668円	—
秋田県	1,309,072円	1,204,974円	—	新潟県	1,342,270円	1,189,983円	—
山形県	1,309,072円	1,173,645円	—	富山県	1,342,270円	1,209,723円	—
福島県	1,309,072円	1,219,571円	—	石川県	1,342,270円	1,210,606円	—
茨城県	1,312,464円	1,222,933円	—	福井県	1,342,270円	1,212,952円	—
栃木県	1,312,464円	1,223,618円	—	岐阜県 ※2	1,438,617円	1,234,389円	—
群馬県	1,312,464円	1,221,358円	—	愛知県	1,294,206円	1,213,764円	—

(つづく)

(つづき)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
三重県	1,294,206円	1,206,569円	—	徳島県	1,327,752円	1,195,723円	—
滋賀県	1,332,032円	1,235,025円	—	香川県	1,327,752円	1,196,750円	—
京都府	1,332,032円	1,227,313円	—	愛媛県	1,327,752円	1,138,894円	—
大阪府	1,332,032円	1,193,147円	—	高知県	1,327,752円	1,148,579円	—
兵庫県	1,332,032円	1,310,513円	—	福岡県	1,315,112円	1,203,827円	—
奈良県	1,332,032円	1,187,758円	—	佐賀県	1,315,112円	1,196,234円	—
和歌山県	1,332,032円	1,178,749円	—	長崎県	1,315,112円	1,197,750円	—
鳥取県	1,273,086円	1,208,725円	—	熊本県	1,315,112円	1,206,950円	—
島根県	1,273,086円	1,203,388円	—	大分県	1,315,112円	1,195,985円	—
岡山県	1,273,086円	1,156,723円	—	宮崎県	1,315,112円	1,221,104円	—
広島県	1,273,086円	1,179,421円	—	鹿児島県	1,315,112円	1,215,455円	—
山口県	1,273,086円	1,187,603円	—	沖縄県	1,318,000円	1,156,250円	—

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	800,696円	756,376円	—
乳用種	441,637円	482,923円	33,157.4円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した岐阜県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注1) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

注2) 令和2年3月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、令和3年5月末日までに積立金が不足した以下の都道府県において、令和3年4月以降に販売された登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

なお、令和3年4月分の交付金の交付は、乳用種のみのため、該当する都道府県はありません。

(肉専用種)

北海道、青森県、岩手県(日本短角種を除く)、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(交雑種)

東京都、京都府